

入札公告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規程に基づき、下記により公告する。

令和8年(2026年)3月16日

下関市長 前田 晋太郎

記

- 1 件名
令和8年度 使用済小型電子機器等C再資源化業務（引渡契約）
- 2 内容
別紙1仕様書、別紙2特記仕様書（環境編簡易）及び別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおり
- 3 契約期間等
 - (1) 契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
 - (2) 引渡期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 入札参加条件
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から本業務入札日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - (3) 「下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿」に登録がある者であること。
また、別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項第2条第1項に該当しない者であること。
 - (4) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の、主務大臣から認定を受け同法に関する「国の認定事業者」である者で、かつ、使用済小型電子機器等の収集を行う区域として、「山口県」が国から認定されている者であること。
 - (5) 下関市に対し、金属くず類、古紙等再生資源の買取り代金を滞納していない者であること。
 - (6) 関係法令の規定による営業等の停止又は事務所の閉鎖等の処分を現に受けていない者であること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
 - (8) 入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

5 申請方法

(1) 申請書の提出方法

別紙4「入札参加資格確認申請書」に、別紙5「提出書類一覧表」に示す書類を必要に応じて添付し、下関市環境部環境施設課（以下「環境施設課」という。）（郵便番号751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号 下関市リサイクルプラザ管理棟1階）に提出のこと。なお、各様式については、下関市ホームページ掲載のこの件に関する公告からのダウンロード、又は環境施設課の窓口で入手すること。

郵送による提出の場合は「一般書留」及び「簡易書留」等発送事実を証することができる方法による場合に限り受け付けるが、(3)申請書提出期限内に必着のこと。

(2) 審査の結果

審査の結果は、別紙6「入札参加資格確認通知書」で通知する。

※入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を環境施設課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

(3) 申請書提出期限

令和8年3月23日（月） 午後5時

6 契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時

入札公告日～令和8年3月30日（月）午後1時30分

(2) 備付場所

下関市ホームページ

7 質問の方法

質問は、書面の提出またはファクシミリによること（環境施設課 FAX 番号：083-252-1956）。質問の期限は、令和8年3月18日（水）午後3時までとする。質問の回答は、速やかに質問提出者のみに回答する。

8 品質確認等

再生資源の品質・状態等の確認、引渡場所の状況・搬出手順等の確認を行いたいときは、環境施設課あてに申し出ること。

なお、引渡場所である各施設においては、現場担当者の指示に従って行うこと。

9 入札保証金

下関市契約規則（平成21年下関市規則第29号。以下「契約規則」という。）による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

10 入札日時等

(1) 入札開始日時 令和8年3月30日（月） 午後1時30分

(2) 入札場所 プラザ管理棟4階会議室

11 入札の注意事項

(1) 入札において使用する入札書は、別紙7「入札書」とし、持参または郵送すること。

(2) 入札金額には、消費税及び地方消費税相当額は含めず、1キログラム当たりの引

渡し単価の正数を明示すること。なお、逆有償（本市が契約者に支払い）引渡しの場合は、金額の前に「△」を記入すること。

- (3) 入札参加者が事情により入札を辞退するときは、事前に別紙8「入札辞退届」を提出すること。
- (4) 代理人として入札させるときは、別添の別紙7附属「入札権限の委任状」を代理人に持参させること。
- (5) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (6) 次の入札は無効とする。
 - ア 納付が必要な入札保証金の納付がない者、又はその不足する者がした入札
 - イ 入札者が明瞭でない入札書、又は入札価格の判読できない入札書
 - ウ 入札者の記名・押印のない入札書、又は住所の記載のない入札書による入札
 - エ 消せるボールペンを使用した入札書による入札
 - オ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がした入札
 - カ 関係法令やその他入札に関する公告等に掲げる条件に違反した入札。
- (7) 郵送による入札は「一般書留」及び「簡易書留」等発送事実を証することができる方法による場合に限り受け付ける。封入方法については、別紙7入札書を内封筒に入れ密封の上、外封筒に入れて郵送すること。このとき、外封筒には、件名、開札日及び商号又は名称を記入するとともに「入札書在中」と朱書きすること。

郵送による場合は、入札日前日の令和8年3月27日（金）までに必着のこと。
- (8) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知、又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12 開札及び落札者の決定

(1) 開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行う。

(2) 落札者の決定

有償引渡単価を記入した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

有償引渡単価を記入した者がいない場合、無償引渡単価として「¥0円」と記入した者を落札者とする。

有償引渡単価及び無償引渡単価の記入をした者がいない場合、逆有償引渡単価を記入した者の中から市の予定価格（最低逆有償引取り価格）の範囲内の入札金額のうち、その絶対値が最も少額の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- (3) 第1回目の入札で落札者がいない場合は、初回の入札の継続として、2回（初回入札を含め3回）を限度に再度入札を行う。

13 その他の注意事項

- (1) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止等の措置を受けたときは、落札決定を取消し、契約の締結を行わない。
- (2) この契約の締結に関する費用については、落札者が全て負担すること。